

報告第一号

平成三十年第二回定例県議会議案に対する教育委員会の意見について

大分県教育委員会の権限に属する事務の一部を教育長に委任し又は臨時に代理させる規則（昭和三十五年大分県教育委員会規則第五号）第三条第一項の規定に基づき、別紙のとおり臨時に代理し処分したので、同条第二項の規定により報告する。

平成三十年六月十二日提出

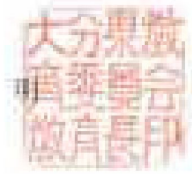
大分県教育委員会教育長 工藤利明

教委教改第234号

平成30年6月8日

大分県知事 広瀬 勝貞 殿

大分県教育委員会
教育長 工藤 利



議案に対する教育委員会の意見について（回答）

平成30年6月5日付け財第228号で照会のあった上記のことについて、
下記のとおり回答します。

記

原案のとおり提出することに異議ありません。

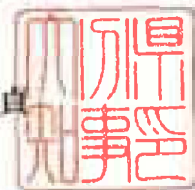
財 第 2 2 8 号

平成 3 0 年 6 月 5 日

大分県教育委員会

教育長 工 藤 利 明 殿

大分県知事 広 瀬 勝 貞



議案に対する教育委員会の意見について（照会）

下記のとおり県議会に議案を提出する予定ですので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 2 9 条の規定により貴委員会の意見を求めます。

記

1 議 案 名

- ・大分県立学校職員及び大分県市町村立学校県費負担教職員定数条例の一部改正について
- ・大分県営体育施設の設置及び管理に関する条例等の一部改正について
- ・物品の取得について
- ・平成 2 9 年度大分県一般会計補正予算（第 1 0 号）関係部分

2 議案提出県議会

平成 3 0 年第 2 回定例県議会

第八十三号議案

大分県立学校職員及び大分県市町村立学校県費負担教職員定数条例の一部改正
について

大分県立学校職員及び大分県市町村立学校県費負担教職員定数条例の一部を改正する条例
を次のように定める。

平成三十年六月十二日提出

大分県知事 広 瀬 勝 貞

大分県立学校職員及び大分県市町村立学校県費負担教職員定数条例の一部を改
正する条例

大分県立学校職員及び大分県市町村立学校県費負担教職員定数条例（昭和五十一年大分県
条例第二十一号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項第一号中「三、五七三人」を「三、五二八人」に改め、同項第二号中「七、
一五四人」を「七、〇八七人」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、改正後の大分県立学校職員及び大分県市町村立学校県
費負担教職員定数条例の規定は、平成三十年四月一日から適用する。

理 由

県立学校及び市町村立学校の生徒数・児童数の変動等により、県立学校職員及び市町村
立学校県費負担教職員の定数を減少する必要があるので提出する。

(36)

第八十四号議案

大分県営体育施設の設置及び管理に関する条例等の一部改正について

大分県営体育施設の設置及び管理に関する条例等の一部を改正する条例を次のように定める。

平成三十年六月十二日提出

大分県知事 広 瀬 勝 貞

大分県営体育施設の設置及び管理に関する条例等の一部を改正する条例

(大分県営体育施設の設置及び管理に関する条例の一部改正)

第一条 大分県営体育施設の設置及び管理に関する条例(昭和三十九年大分県条例第五十八号)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

大分県立スポーツ施設の設置及び管理に関する条例

第一条中「大分県営体育施設」を「大分県立スポーツ施設」に、「体育施設」を「スポーツ施設」に改める。

第二条中「体育施設」を「スポーツ施設」に改め、同条の表の大分県立総合体育館(以下「総合体育館」という。)の項の前に次のように加える。

大分県立武道スポーツセンター(以下「武道スポーツセンター」という。)

大分市大字横尾千三百五十一番地

第四条から第九条まで及び第十二条中「体育施設」を「スポーツ施設」に改める。

第十三条中「総合体育館」を「武道スポーツセンター及び総合体育館」に改める。

(議会の議決に付すべき契約及び特に重要な公の施設の廃止に関する条例の一部改正)

第二条 議会の議決に付すべき契約及び特に重要な公の施設の廃止に関する条例(昭和三十九年大分県条例第二十九号)の一部を次のように改正する。

第三条第三号中「体育施設」を「スポーツ施設」に改める。

(青少年の健全な育成に関する条例の一部改正)

第三条 青少年の健全な育成に関する条例(昭和三十九年大分県条例第四十号)の一部を次のように改正する。

第十二条第一項中「すべて」を「全て」に改め、同項第三号中「体育施設」を「スポーツ施設」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において教育委員会規則で定める日から施行する。ただし、第一条(大分県営体育施設の設置及び管理に関する条例第

二条の表及び第十三条の改正規定を除く。）、第二条及び第三条並びに附則第三項の規定は、公布の日から施行する。

(大分県使用料及び手数料条例の一部改正)

2 大分県使用料及び手数料条例(昭和三十二年大分県条例第二十七号)の一部を次のように改正する。

別表第一の大分県大牟田町駐車場の項の次に次のように加える。

全館	スポーツに使用する 場合	八時間	八九、〇〇〇円	1 必要体育用具の使用料を含む。 2 その他に使用する場合で土曜日、日曜日又は祝日に使用するとき は、それぞれ上記使用料の額の二割増しとする。 3 入場料(前売券面額をいい、前売券のない場合は、行事の当日に入場者から徴収する金額)又は会費を徴収して使用する場合は、催物一回につき一般一人当たりの税込入場料又は会費の額の最高額を一〇〇倍(観客をフロアに収容するとき
		十二時間	一三三、〇〇〇円	
	その他に使用する 場合	八時間	一七四、〇〇〇円	は、一五〇

		料 使用 専用 ター セン	
		多目的 競技場	
		道場	
一			
	スポーツに使用する 場合	一時間	三、六五〇円
	その他に使用する 場合	一時間	一〇、九〇〇円
	スポーツに使用する 場合	一時間	八七〇円
	その他に使用する 場合	一時間	二、六〇〇円
		十二時 間	二五九、〇〇〇円

倍)した額を加算する。

4 高等学校の生徒、中学校の生徒、小学校の児童及びこれらに準ずる者並びに幼児(四歳から小学校就学の始期に達するまでの者をいう。)が専ら利用する場合の上記使用料の額、第二項の割増額及び前項の加算額は、上記使用料の額、第二項の割増額及び前項の加算額に、それぞれ二分の一を乗じた額とする。この場合、十円未満の端数は、切り捨てる。

5 知事が別に定める障害者(以下この項において「障害者」という。)が専ら利用する場合の上記使用料

(40)

料 使 用 部 分	セ ン	多 目 的 競 技 場	フロアの四分の一 を使用する場合	一 時 間	九 五 〇 円		の額、第二項の割増額及び第三項の加算額は、上記使用料の額、第二項の割増額及び第三項の加算額に、それぞれ二分の一を乗じた額とする。この場合、十円未満の端数は、切り捨てる。 一 公益財団法人大分県体育協会及				
								フロアの二分の一 を使用する場合	一 時 間	一、八五〇円	6 その他に使用する場合で次に掲げる団体が主催して使用するときの上記使用料の額、第二項の割増額及び第三項の加算額は、上記使用料の額、第二項の割増額及び第三項の加算額に、それぞれ二分の一を乗じた額とする。この場合、十円未満の端数は、切り捨てる。
								二 道 場	スポーツに使用する 場合	一 時 間	八 七 〇 円

(42)

		料 使 用 人 タ イ セ ン							
武 道場 一	道場 一	照明設備を使用する場 合	一人二 時間	三、五〇〇円	回数 券で 利用 する 場合 に限 る。	3 障害 者が利 用する 場合の 使用料 は、徴 収しな い。			
		照明設備を使用しない 場合	一人二 時間						
	バドミントン	照明設備を使用する場 合	一面二 時間				四〇〇円	1 照明設備を使用する場合は、照明設備に係る附属設備の使用料は、徴収しない。 2 高等学校の生徒、中学校の生徒、小学校の児童及びこれらに準ずる者並びに幼児（四歳から小学校就学の始期に達するまでの者をいう。）が利用する場合の使用料の額は、上記使用料の	
		照明設備を使用しない 場合	一面二 時間				三三〇円		
	卓球	照明設備を使用する場 合	一台二 時間				二一〇円		田未満 の端数 は、切 り捨て る。
		照明設備を使用しない 場合	一台二 時間				一七〇円		
		一人十 回							

(44)

附属設備の使用料									
多目的競技場冷房設備	道場三	天井灯	全部点	一時間	一三〇円	天井灯	全部点		
			二分の一点灯	一時間	七〇円		二分の一点灯		
		器	全部点	一時間	三〇円	器	全部点	一時間	三〇円
			二分の一点灯	一時間	二〇円		二分の一点灯	一時間	二〇円
		アフロ	全部使用	一時間	七、六〇〇円	アフロ	全部使用	一時間	七、六〇〇円
			二分の一点使用	一時間	三、八〇〇円		二分の一点使用	一時間	三、八〇〇円
	観客フロ	全部使用	一時間	五、七〇〇円	観客フロ	全部使用	一時間	五、七〇〇円	
		二分の一点使用	一時間	二、八五〇円		二分の一点使用	一時間	二、八五〇円	
	多目的競技場暖房設備	アフロ	全部使用	一時間	八、二〇〇円	アフロ	全部使用	一時間	八、二〇〇円
			二分の一点使用	一時間	四、一〇〇円		二分の一点使用	一時間	四、一〇〇円
			四分の一点使用	一時間	二、〇五〇円		四分の一点使用	一時間	二、〇五〇円
		観客フロ	全部使用	一時間	四、八〇〇円	観客フロ	全部使用	一時間	四、八〇〇円
二分の一点使用			一時間	二、四〇〇円	二分の一点使用		一時間	二、四〇〇円	
武道場冷房設備		道場一	一時間	一、四〇〇円	道場一	一時間	一、四〇〇円	道場一	一時間
	道場二	一時間	一、四〇〇円	道場二	一時間	一、四〇〇円	道場二	一時間	一、四〇〇円
	道場三	一時間	一、四〇〇円	道場三	一時間	一、四〇〇円	道場三	一時間	一、四〇〇円
武道場暖房設備	道場一	一時間	九〇〇円	道場一	一時間	九〇〇円	道場一	一時間	九〇〇円
	道場二	一時間	九〇〇円	道場二	一時間	九〇〇円	道場二	一時間	九〇〇円
	道場三	一時間	九〇〇円	道場三	一時間	九〇〇円	道場三	一時間	九〇〇円
長机		一脚一回		一脚一回	六〇円				
折り畳み椅子		一脚一回		一脚一回	三〇円				

貴賓室使用料		一時間	一、四〇〇円
放送室使用料		一時間	三五〇円
会議室使用料	会議室一	一時間	四一〇円
	会議室二	一時間	一三〇円
	会議室三	一時間	一三〇円
選手用更衣室使用料	選手用更衣室一	一日	一、七五〇円
	選手用更衣室二	一日	一、七五〇円
師範室使用料	師範室一	一時間	一三〇円
	師範室二	一時間	一三〇円
	師範室三	一時間	一三〇円

(準備行為)

- 3 第一条の規定による改正後の大分県立スポーツ施設の設置及び管理に関する条例第四条に規定する指定管理者の指定及びこれに関し必要な行為並びに同条例第五条に規定する利用の許可に関し必要な行為は、この条例の施行の日前においても行うことができる。

理 由

県民の体育及びスポーツの振興を図るため、武道競技をはじめとする屋内スポーツの中核施設として大分県立武道スポーツセンターの設置等を行いたいので提出する。

(45)

第八十五号議案

物品の取得について

次のように物品を取得することについて、大分県県有財産条例（昭和三十九年大分県条例第二十八号）第二条の規定により、議決を求める。

平成三十年六月十二日提出

大分県知事 広 瀬 勝 貞

- 一 取得物品 手動式移動観覧席一式
- 二 取得予定金額 二億二千八十六万円
- 三 相手方 大分市大字下郡三千六百五十九番地の二十五
株式会社エコプラン
代表取締役 岩 田 次 正

理 由

屋内スポーツ施設において使用する手動式移動観覧席として取得したいので提出する。

第 1 号報告

平成29年度大分県一般会計補正予算（第 10 号）について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第 179 条第 1 項の規定に基づき、次のとおり専決処分したので、同条第 3 項の規定により報告し、承認を求める。

平成 30 年 6 月 12 日 提出

大分県知事 広 瀬 勝 貞

(48)

平成29年度 大分県一般会計補正予算 (第 10 号)

平成29年度大分県一般会計の補正予算 (第 10 号) は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第 1 条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 60,280千円 を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 617,528,376千円 とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

(地方債の補正)

第 2 条 地方債の変更は、「第 2 表 地方債補正」による。

平成 30 年 3 月 31 日 専 決

第1表 歳入歳出予算補正 歳入						
款	項	既	定額	補正額	計	千円
1	県税		122,800,000	1,387,000	124,187,000	千円
	1 県民税		38,512,181	67,683	38,579,864	
	2 事業税		25,247,437	451,087	25,698,524	
	3 地方消費税		29,473,793	892,874	30,366,667	
	4 不動産取得税		2,682,673	3,467	2,686,140	
	6 ゴルフ場利用税		343,466	△ 1,435	342,031	
	7 自動車取得税		1,526,389	1,612	1,528,001	

(50)

	8 軽油引取税	9,225,879	△	38,876	9,187,003
	9 自動車税	14,160,561		10,588	14,171,149
3 地方譲与税		19,205,000		36,285	19,241,285
	1 地方法人特別譲与税	16,415,000		5,462	16,420,462
	2 地方揮発油譲与税	2,668,000		28,856	2,696,856
	3 石油ガス譲与税	118,000		1,703	119,703
	4 航空機燃料譲与税	4,000		264	4,264
5 地方交付税		172,044,321		490,006	172,534,327
	1 地方交付税	172,044,321		490,006	172,534,327
6 交通安全対策特別交付金		378,000	△	5,610	372,390

		1 交通安全対策特別交付金	378,000	△	5,610	372,390
12 繰入金			15,785,965	△	1,000,000	14,785,965
		2 基金繰入金	15,548,863	△	1,000,000	14,548,863
14 諸収入			43,658,525		32,039	43,690,564
		5 収益事業収入	3,547,164		12,060	3,559,224
		7 雑収入	5,169,307		19,979	5,189,286
15 県債			80,279,800	△	1,000,000	79,279,800
		1 県債	80,279,800	△	1,000,000	79,279,800
歳入合計			617,588,656	△	60,280	617,528,376

(52)

歳 出

款	項	既 定 額	補 正 額	計
2 総務費		25,656,138	△ 112,528	25,543,610
	1 総務管理費	9,252,403	△ 112,528	9,139,875
9 警察費		26,866,744	6,955	26,873,699
	1 警察管理費	25,611,378	6,955	25,618,333
10 教育費		122,048,688	△ 624,489	121,424,199
	1 教育総務費	10,739,489	△ 9,891	10,729,598
	2 小学校費	40,331,459	△ 226,183	40,105,276

	3 中 学 校 費	24,666,188	△	107,428	24,558,760
	4 高 等 学 校 費	30,712,815	△	96,048	30,616,767
	5 特 別 支 援 教 育 費	9,931,311	△	184,939	9,746,372
13 諸 支 出 金		55,025,024		700,000	55,725,024
	1 積 立 金	2,067,464		700,000	2,767,464
14 予 備 費		170,000	△	30,218	139,782
	1 予 備 費	170,000	△	30,218	139,782
歳 出 合 計		617,588,656	△	60,280	617,528,376

(54)

第 2 表									
変 更									
地 方 債 補 正									
起 債 の 目 的	補 正 前			補 正 後			摘 要		
	限 度 額	起 債 の 方 法	利 率	限 度 額	起 債 の 方 法	利 率			
道 路 費	千円 22,624,000			千円 22,338,000					
県立学校施設整備費	1,505,000			791,000					

(注) 起債の方法、利率及び償還の方法は、当該既定予算のとおりである。